

令和8年度広報りふ広告募集要項

(目的)

- 1 この要項は、広報りふ（以下「広報紙」という。）に広告枠を設け、町内等事業者の有料広告を掲載することにより、町の新たな財源を確保し、町内等事業者の活性化を支援することを目的とする。

(広告の規格及び掲載位置)

- 2 広告の掲載を募集する規格、その位置等は、次のとおりとする。
 - (1) 広告の規格は1枠当たり縦45ミリメートル横88ミリメートルとする。
 - (2) 広告の刷色は2色刷り（グレースケール）とする。
 - (3) 広告の掲載位置は、町が決定する。
 - (4) 広告については、利府町広告掲載等基準（平成20年9月9日町長決裁。以下「基準」という。）に違反しないものとする。

(募集枠)

- 3 募集する広告枠は、1回に発行する広報紙当たり8枠とする。

(広告料)

- 4 広告料は1枠当たり、月額10,000円とする。

(掲載期間)

- 5 掲載の期間は、令和8年5月号から令和9年4月号までとする。ただし、広告主が事業を廃止した場合、基準に違反した場合などはこの限りでない。

(募集に申込みできる者)

- 6 募集に申込みできる者は、基準の3の規制業種又は事業者に該当しないものとする。

(募集方法)

- 7 広告の募集は、広報紙及びホームページにより公募するものとする。

(申込方法)

- 8 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」）は、広告掲載申込書（様式第1号）に広告のデータを添付して、広告を掲載しようとする月の2か月前の15日までに提出するものとする。ただし、15日が休日の場合は、休日の翌日とする。提出書類は、電子メール、郵送又は持参により利府町企画部秘書政策課に提出するものとし、持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までの間に持参するものとする。

(申込みの無効)

- 9 この要項及び基準に違反する応募は、無効とする。

(掲載の決定)

- 10 広告の掲載の相手方は、利府町広告事業実施要綱（平成20年9月9日町長決裁）第6条第1項に規定する利府町広告審査委員会に諮り、決定する。この場合において、募集枠を超えたときは、次の順位により決定し、候補者が多数になるとき

には抽選により決定する。

- (1) 町内に本店を有する事業者
- (2) 町内に事務所、事業所その他これらに類する施設を有する事業者
- (3) 宮城県内に本店又は事務所、事業所その他これらに類する施設を有する事業者

(広告掲載の決定通知等)

- 1 1 上記9の規定により、広告の掲載を決定したときは様式第2号、広告の掲載をしない決定をしたときは様式第3号により、その旨を申込者に対し通知するものとする。

(広告のデザイン等)

- 1 2 広告の掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、自身で広告のデータを作成し、作成に係る経費は広告主が負うものとする。ただし、広告内容及びデザイン等については、修正する場合がある。

(広告主の責務)

- 1 3 広告主は、広告の内容に関する次の責任その他の一切の責任を負うものとする。
 - (1) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権の全てにつき権利処理が完了していることを保証すること。
 - (2) 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決すること。

(広告料の納入)

- 1 4 広告料は、広告掲載の決定後、町が指定する日までに、町が発行する納入通知書により一括で納入するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

- 1 5 町が指定する日までに広告料の納入がない場合、掲載を中止する。また、その他町長が広告掲載に支障があると認めたときは、掲載を中止する。

(広告料の還付)

- 1 6 町は、広告掲載が決定した後に、町の都合により広告を掲載できなくなった場合に限り、広告料を還付するものとする。

附 則

この要項は、令和8年2月9日から施行する。